

固定式炭酸ガス消火装置の安全対策に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

固定式炭酸ガス消火装置の安全対策に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章に規定される固定式炭酸ガス消火装置に関する要件が 1992 年に改正され、1994 年 10 月 1 日以降に設置される固定式炭酸ガス消火装置については、保護される区域へ炭酸ガスを放出するために 2 つの独立した制御装置による二段階操作方式とすることが要求されている。

これに対し、1994 年 10 月 1 日より前に設置された固定式炭酸ガス消火装置における不用意な起動による事故が懸念されることから、2008 年 5 月に開催された IMO 第 84 回海上安全委員会（MSC84）において、固定式消火装置に関する SOLAS 条約第 II-2 章第 10.4 規則の改正が決議 MSC.256(84)として採択された。

今般、決議 MSC.256(84)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

1994 年 10 月 1 日より前に建造された、又は建造に着手された船舶に設置された固定式炭酸ガス消火装置について、二段階操作方式の起動要件を遡及適用し、2010 年 1 月 1 日以降最初に予定されている入渠又は上架の日までに、臨時検査にて確認を受ける旨規定した。